



令和7年度

保育施設入所申込案内

令和7年4月～令和8年3月入所



この案内には、雫石町における保育施設等の利用申請に関する手続き、必要書類等について記載していますので、内容をご確認のうえ申請してください。

○令和7年度クラス年齢早見表

※クラス年齢は令和7年4月1日現在の年齢で決定します。年度途中で変わることはありません。

クラス	該当生年月日
0歳クラス	令和6年4月2日生まれ ～
1歳クラス	令和5年4月2日生まれ ～ 令和6年4月1日生まれ
2歳クラス	令和4年4月2日生まれ ～ 令和5年4月1日生まれ
3歳クラス	令和3年4月2日生まれ ～ 令和4年4月1日生まれ
4歳クラス	令和2年4月2日生まれ ～ 令和3年4月1日生まれ
5歳クラス	平成31年4月2日生まれ ～ 令和2年4月1日生まれ

○町内の保育施設一覧

施設名	住所	電話番号	定員
(町立)御明神保育所	御明神高八卦 20-2	019-692-2315	60名
(私立)七ツ森保育園	板橋 104-1	019-692-0572	80名
(私立)御所保育園	西安庭 40-72-4	019-692-3418	50名
(私立)西山保育園	長山猿子 98-3	019-693-3322	50名
(私立)雫石保育園	下町 150	019-692-2334	80名
(小規模)にじいろ保育園	上野上野沢 1-13	019-681-8282	10名

○保育施設の種類

種類	施設の性質
保育所(保育園)	保護者の就労等により、保育施設での保育が必要と認められる場合に、保育を行う施設です。生後3か月頃～5歳児クラスの子どもが対象です。
小規模保育施設 (地域型保育事業所)	就労等のため、保育施設での保育が必要と認められる場合、保護者に代わり乳幼児の保育を実施する施設です。 保育所等より少人数での保育を行います。生後3か月頃～ <u>2歳児クラス</u> の子どもが対象です。
認定こども園 (町内にはありません。 利用を希望する場合は 町外の施設になります。)	幼稚園部分と保育所部分を併せ持つ施設です。 ・保育所部分:就労等のため、保育施設での保育が必要と認められる世帯が利用 ・幼稚園部分:幼児期の教育を目的とする世帯が利用 ⇒ <u>幼稚園部分の利用を希望する場合は、施設へ直接申し込み手続きをしてください。</u>

※保育施設は子どもの保護者が就労などのため、日中子どもの保育ができないとき、保護者に代わって保育する施設です。就学前に集団での生活を経験したい等の理由では利用することができません。

○令和7年4月入所申し込みについて

令和7年4月に新たに保育施設入所を希望する方の申し込み受付を次のとおり行います。日程、提出書類等を事前に確認、記入のうえ、申し込み手続きを行ってください。

4月入所の保育施設の空き状況については、一次選考時には公開しません。各施設の入所受け入れ可能状況は一次選考後に町ホームページに公開します。

※町外の保育施設に入所を希望する場合は、施設の所在する市町村の申込締切日を確認してください。

※提出された書類は返却できません。写し等が必要な場合は、事前にコピー等をお取りください。

●申し込み受付場所 雫石町こども課

〒020-0542 雫石町万田渡74-1 (健康センター内)

平日 8:30～17:15

一次申込締め切り日	令和6年12月2日(月) ～ 令和6年12月27(木)
二次申込締め切り日	令和7年1月6日(月) ～ 令和7年2月14日(金)
三次申込締め切り日	令和7年2月17日(月) ～ 令和7年3月14日(金)

○令和7年5月以降入所の申し込みについて

年度途中の入所申し込みは、随時受付をしています。各月の申込締切日は入所を希望する月の前月15日です。毎月、入所審査後の各施設入所受け入れ可能状況を町ホームページに公開します。

○提出する書類

全ての方が提出必要な書類

提出書類	備考
①保育所入所申込書(ピンク色の紙)	申し込みをする子ども1名につき1部
②健康状況申告書	申し込みをする子ども1名につき1部
③保育の必要性認定申請書	申し込みをする子ども1名につき1部
④令和7年4月時点の保育を必要とする事由を確認する書類	保護者につき各1部 ※保育を必要とする事由により必要な書類が異なります。 以下をご覧ください。

保育を必要とする事由一覧

保育を必要とする事由	認定区分	①認定期間 ②提出書類
就労	標準時間	①就労している期間
	または短時間	②就労証明書(自営業・農業の方は就労状況申告書等も提出)
出産	標準時間	①出産予定日の前8週、産後8週の属する月の末日まで (多胎の場合は産前14週)
		②母子手帳の表紙及び出産予定日が記載されているページ
保護者の疾病・障がい	標準時間 または短時間	①必要とする時間及び期間の属する月の末日まで
		②-1 傷病の治療を要する 医師の診断書 ②-2 障害のある方 ・身体障がい1～2級、精神障がい1級、療育手帳A のいずれかを有する方は障がい者手帳の写し ・上記手帳をお持ちでない方は医師の診断書
親族の介護・看護	標準時間 または短時間	①必要とする時間及び期間の属する月の末日まで
		②申立書 介護・看護を必要とする方の状態について ・身体障がい1～2級、精神障がい1級、療育手帳A 介護保険要介護4～5のいずれかを有する方は障がい者手帳、 介護保険被保険者証の写し ・上記以外の方は医師の診断書
災害復旧	標準時間	①火災、風雪水害、地震等による被害を受け、その復旧にあたる期間
		②こども課へご相談ください
求職活動	短時間	①年度内で2か月以内
		②申立書
就学、職業訓練校等	標準時間 または短時間	①必要とする時間及び期間の属する月の末日まで
		②-1 専門学校生、大学生、大学院生 在学証明書 ②-2 職業訓練を受講の方 受講決定通知書、カリキュラム表
その他	標準時間 または短時間	①町長の認める期間
		②こども課へご相談ください

● 申し込み時の注意事項

※保育を必要とする事由が就労の場合、月に48時間以上労働することを常態としていることが最低要件になります。

※自営業・農業に従事している方は、就労証明書の他にそれぞれ書類の提出が必要になります。

※育児休業中に申し込む方は、保育の必要性の事由が就労となるため、入所が決定した場合は、入所月から2カ月以内に復職することが条件です。
 父母揃って育児休業を取得している場合は、「保育短時間」の認定区分になります。

※妊娠中または出産後の保育のため入所した場合は、産後8週の属する月の末日で退所となります。翌月以降も保育施設を利用したい場合は再度申し込みが必要になります。

※求職活動のため入所した場合は、2か月間の入所期間になり「保育短時間」の認定区分となります。会社都合の解雇や倒産、やむを得ない事情の場合にはこども課にご相談ください。

● 自営業及び農業の就労に関する添付書類について

雫石町では、国の定める【就労証明書の標準的な様式】を使用しており、自営業及び農業の方については、民生委員による証明を省略しております。

保育の必要性について審査するうえで、重要な書類となりますので、以下の書類を添付していただきますよう、お願いいたします。

自営業の方	農業の方
<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・就労状況申告書(自営業・内職用) ・収支内訳書等、売上金額を確認できる書類 ・週間就労申告書 ・営業許可証の写し ・登記事項証明書の写し ・開業届けの写し <p style="text-align: right;">} いずれか1点</p> <p>※内職の場合は、業務委託契約書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 ・就労状況申告書(農林業用) ・収支内訳書等、売上金額を確認できる書類 ・年間就労申告書 <p>※農業以外にも就労する場合は、就労証明書</p>

お問い合わせ先

雫石町こども課

〒020-0542 雫石町万田渡74-1 (健康センター内)

電話 019-601-5428 平日 8:30~17:15